

地域医療構想の推進について

(各構想区域における具体的対応方針見直し)

令和7年1月
竜ヶ崎保健所

令和6年度における地域医療構想の進め方について

令和6年8月28日
R6第1回茨城県医療審議会
(茨城県地域医療構想調整会議)

2025年度に向けた地域医療構想の推進のため、全ての構想区域において下記の取組を実施

《取組1》各医療機関における具体的対応方針等の確認【継続】

- ①「軽症急性期」(※)の導入等による病床機能の見直し→R6年8月着手済
※病床機能報告で「急性期」と報告されているもののうち、「平均在棟日数」22日以上に該当するものを「軽症急性期(回復期)」に分類する
- ②「非稼働病棟」の今後の運用計画等の確認→R6年12月着手済
- ③個別医療機関の具体的対応方針の策定→R6年12月着手済
構想区域ごとの方針の整理→R6年12月着手済

《取組2》「軽症急性期」に基づく病床機能報告結果の再検討→R6年8月着手済

これまでの取組評価、新たな地域医療構想の策定(令和8年度中想定)等を見据え、令和5年度病床機能報告について、本県独自の定量的基準「軽症急性期」適用による病床機能の再検討を実施

《取組3》各構想区域における具体的対応方針見直し及び医療提供圏域単位での「推進区域対応方針」策定

- ①各構想区域における具体的対応方針見直し→今回の作業、令和6年度第3回調整会議(R7年2月)で策定予定
 - ・本県ではR6年6月時点で全構想区域で「構想区域の具体的対応方針」を策定済み。
 - ・上記取組1・2による結果等を踏まえ、各構想区域における医療機関の機能分化、役割分担等に関して改めて協議し、更新・追記する(資料1-2)。
- ②医療提供圏域単位での「推進区域対応方針」策定
医療提供圏域単位で一つの「推進区域対応方針」を取りまとめる。令和6年度末に各医療提供圏域で協議・策定予定。
※医療提供圏域について
令和6年度に新設された、茨城県を3つに分けた圏域。
当圏域は県南東医療提供圏域(土浦、鹿行、取手・竜ヶ崎)に属する。

(1) 今回の作業内容（取組3関係）

《取組3》 構想区域における具体的対応方針見直し及び医療提供圏域単位での「推進区域対応方針」策定

① 構想区域における具体的対応方針見直し（各地域医療構想会議）

- ・ 令和6年3月に作成済みである「構想区域における具体的対応方針」について更新・追記する。
- ・ 事務局で原案を作成し、調整会議委員から意見を求め、令和7年2月の地域医療構想会議で協議・決定予定（資料1-2）。

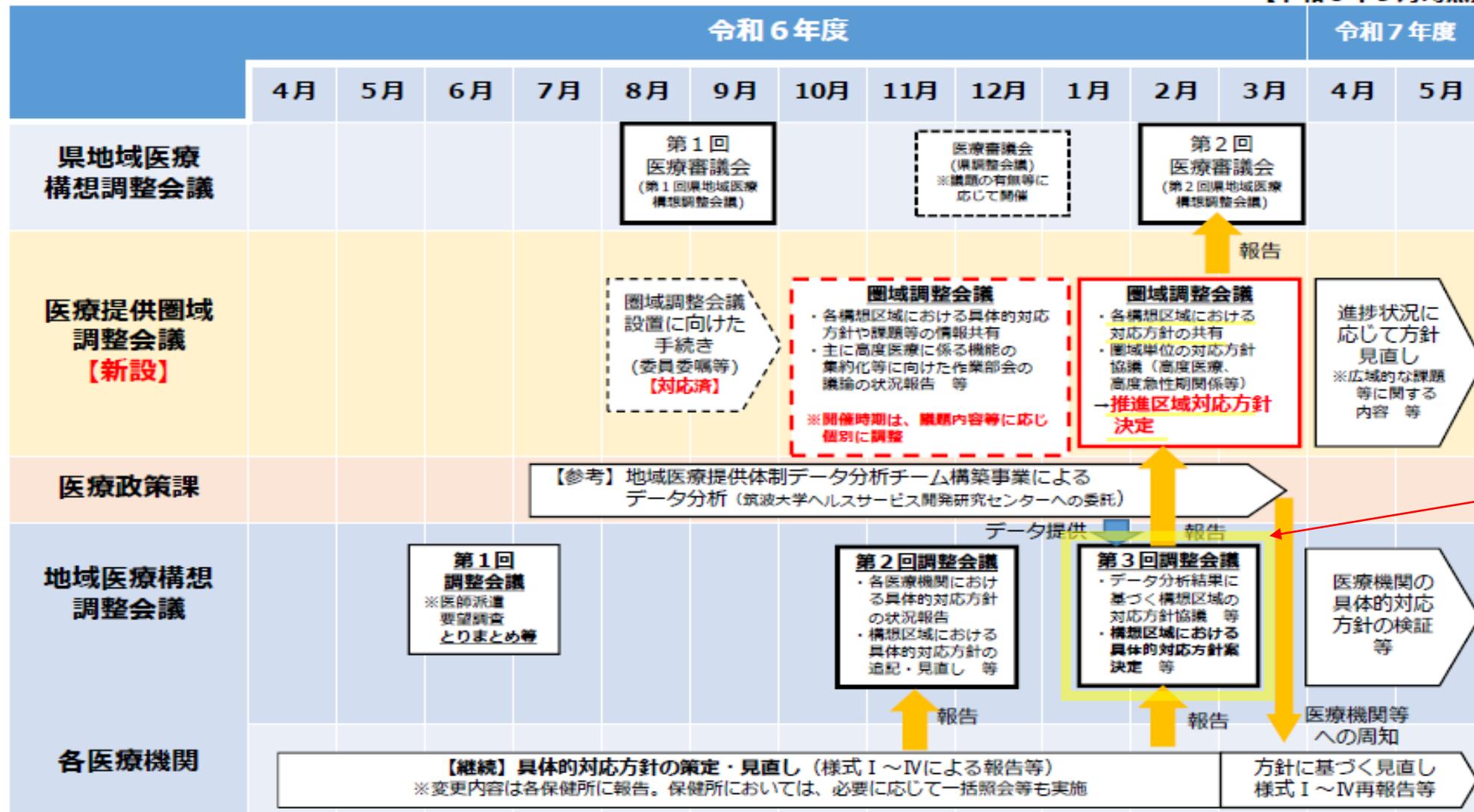
② 医療提供圏域単位での「区域対応方針」の策定（各医療提供圏域調整会議）

- ・ 令和7年3月の「県南東医療提供圏域調整会議」において「区域対応方針」の策定に向けて協議予定。

令和6年度・地域医療構想調整会議等スケジュール（案）

令和6年8月28日
R6第1回茨城県医療審議会
(茨城県地域医療構想調整会議)

【令和6年9月時点】



今回の協議事項